

11 社団法人青森県水産振興会

1 法人の概要

(平成23年6月1日現在)

代表者職氏名	会長 植村 正治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課	
設立年月日	昭和32年10月19日	基本財産	20,423千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		9,592千円	47.0%
	八戸市		2,398千円	11.7%
	青森市		1,199千円	5.9%
	(株)八戸魚市場		600千円	2.9%
	むつ市		400千円	2.0%
	八戸みなと漁業協同組合		376千円	1.8%
	外ヶ浜町		328千円	1.6%
	青森県漁業協同組合連合会		240千円	1.2%
	青森県信用漁業協同組合連合会		240千円	1.2%
	(社)青森県漁港漁場協会		200千円	1.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	16名	0名	
	監事	2名	0名	
	職員	0名	0名	
	業務内容	水産要覧等の作成、水産に関する功労者の選考及び表彰 県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申等		
経営状況 (平成22年度)	経常収益	4,834千円	(その他参考)	
	経常費用	4,858千円	県からの補助金	0千円
	(うち事業費	2,772千円)		
	当期経常増減額	24千円		
	当期一般正味財産増減額	24千円		

2 沿革

本県水産業の総合的な発展を図るために、「北洋漁業振興会」を発展的に解消し、青森県水産業関係者の社会的・経済的地位の向上を図り、内外水産資源の培養、開発及び水産業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資する団体として、昭和32年10月19日に青森県水産振興会が設立された。

3 法人を取り巻く現状

平成17年度の包括外部監査結果報告書において、当法人について存廃を含めた議論が必要との意見が出されたことを受け、過去2回の点検評価では、当法人の存在意義の有無に重点を置いて点検評価を行い、「当法人は、限られたごくわずかな財源の中で、常勤の役員及び職員を必要としない、効果の低い事業を実施しているに過ぎず、当法人の存在意義は極めて小さいといわざるを得ない」ことなどを理由に、当法人の廃止を検討することを提言していた。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について改善を要するものとする。

(1) 法人の存廃を含めたあり方

ア 前回提言後の対応状況

(ア) 法人の対応及び考え方

理事会や社員総会では、法人廃止について議論していない。正・副会長会議において協議検討した結果、廃止しない結論となった。

水産関係団体、漁業者、地方公共団体を会員とし、会員間をつなぐ役割を担う組織は当法人のみである。また、本県水産業が抱える課題に対して、今後の水産業の指針を示す提言集を毎年作成しているが、同提言集は、各組織をつなぐ共有指針となっており、このような活動は当法人しかなしえない。

(イ) 県の対応及び考え方

課内での検討や当法人との協議を行い、設立の目的が、青森県水産業関係者の社会的、経済的地位の向上を図り、内外水産の培養・開発及び水産業経営の安定並びに水産業関連産業の振興に資するものであること、また、設立の背景には、参画する会員の総意を結集することを目指して、県、市町村、水産関係団体等が一体となって設立した唯一の組織であり、当法人でも存続を確認しているとの理由から、類似の団体との統廃合を含む抜本的な見直しの検討を指導していくこととした。

イ 委員会の意見等

前回までの点検評価における提言を踏まえ、当法人が現在行っている事業内容について改めて検討したが、会員（県、市町村、水産関係団体等）間を結びつけ、各会員の総意を結集するなどの活動を行った事実を明確に確認することはできず、前回の点検評価から大きな変化は見られなかった。さらに、常勤の役職員がおらず、青森県漁業協同組合連合会への事務委託により業務を実施している状況にも変わりはないところである。

このことからすると、当法人が、県が関与する法人である必要性までは認められず、他の水産関係団体等であっても代替可能と考えられるため、当法人が「公社等」として存在する意義は極めて小さいと言わざるを得ない。

よって、当委員会としては、当法人を廃止すべきであるとする。

県に対しては、上記「県の対応及び考え方」のとおり、当法人に対して「類似の団体との統廃合を含む抜本的な見直し」を強く指導していくことを求める。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)	-	-	-
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)	-	-	

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)	-	-	
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

総合評価

: 概ね妥当
: 要改善

点検結果

総合評価の概要

- ・ 前回の提言から事業内容に大きな変化は見られず、当法人の存在意義は小さいと言わざるを得ないこと。
- ・ 当法人では、常勤の役職員を一人も置いていないため、(4)の組織体制等については評価していない。